

2015年9月（日本国大使館）

安 全 情 報

～旅券亡失（盗難、紛失）注意!!～

「自分の身は自分で守る。」をモットーにカンボジアライフを楽しく過ごし、良い思い出をつくるため、安全情報を提供させていただきます。

- 1 2015年1月～8月の間に当館に届出のあった邦人に係る旅券亡失事案発生件数は計36件（盗難26件、紛失10件）でした。
- 2 旅券は国際移動をする場合に必要であるだけでなく、日本国政府が発行する公的書類として、自らの国籍国外においては身分を証明する最も公的で通用度の高い身分証明書でもあります。
よって、旅券を亡失すると、カンボジア国外から出国することが出来なくなるばかりでなく、当地で生活する上で様々な支障を来します。
- 3 当地に在留する方及び、渡航される方につきましては、旅券の重要性について再認識していただくと共に、盗難又は紛失被害に遭わないよう以下の点に留意を願います。
 - 旅券を自宅やホテルに保管する際は、鍵の掛かる金庫等に入れて厳重に保管すると共に、確実にドアを施錠する。
 - 旅券を携帯する際は、ウエストポーチに入れて体に結着させる、ショルダーバックに入れてタスキ掛けの状態での前面で保持する等の方法を取り、ひったくり被害や置き忘れ防止に心掛ける。
- 4 万一、旅券を亡失した際は以下に従って手続を行って下さい。
 - (1) 警察署で盗難届又は紛失届を提出し、警察からポリス・レポート（盗難届受理証明書又は紛失届受理証明書）を受領する。
<プノンペン・ツーリストポリス所在地>
#11 Eo Street. 158, Sangkat Beong Rang, Khan Daun Phnom Penh.
電話 089-282-838, 012-330-809
<シエムリアップ・ツーリストポリス所在地>
遺跡料金所前
電話 012-402-424, 012-969-991, 012-950-091
 - (2) 日本大使館開館時間（平日 08:00～12:00 及び 14:00～16:30）に以下のものを当館領事窓口に持参する。
ア 新規旅券（5年又は10年）を希望の場合（※12歳未満は5年旅券のみ）
 - ① 上記ポリス・レポート1通（原本）
 - ② 顔写真2枚（45mm×35mm）

③**発給手数料**（5年旅券…410,000リエル、10年旅券…590,000リエル、12歳未満用5年旅券…220,000リエル）

④**戸籍謄本1通（原本）**（3ヶ月以内に発給されたもの、コピーは不可）
イ 「帰国のための渡航書」を希望の場合

※ 「帰国のための渡航書」は日本までの片道のみ有効であり、第3国に入国すること及び、「帰国のための渡航書」に記載された乗り継ぎ地以外で飛行機を乗り継ぐことは出来ません。

①**上記ポリス・レポート1通（原本）**

②**顔写真2枚**（45mm×35mm）

③**発給手数料**（90,000リエル）

※ 手数料はリエル払いのみとなっております。当館での両替はできません。又、お釣りのないようにご用意下さい。なお、上記の「新規旅券」又は「帰国のための渡航書」発給に要する手数料は2016年3月31日迄の金額となります。）

(3) 当館で「紛失一般旅券等届出書」及び、「一般旅券発給申請書」又は「渡航書発給申請書」を記載して領事窓口に提出する。

(4) 当館から発給された「旅券」又は「帰国のための渡航書」及び、「入国管理局宛のレター」（「当館から入国管理局に対し、「旅券」又は「帰国のための渡航書」持参者に対する出国許可を依頼するもの。」）を当地入国管理局に**手数料40ドル**（※手数料は変更することがあります。）と共に提出し、カンボジアの出国許可を取得する。

※（出国許可は通常2～3開館日後に発給されます。又、当地入国管理局の開館日は平日のみであり、土日は開館していません。）

<入国管理局所在地>

General Department of Immigration

No. 332, Russian Federation Blvd, Phnom Penh

（プノンペン国際空港の反対側）

電話 097-314-0999

開館時間 平日 08:00～12:00 及び 14:00～16:30

※ 「渡航書」の有効期間は帰国に必要な日数のみですので必ず有効期間内に出国して下さい。

カンボジアは過去と比較して安全になったイメージがありますが、犯罪は依然として頻繁に発生しています。当地での生活には特に日本以上に注意をし、○危険な場所には近づかない、○夜間に人通りが少ない道の1人歩きはしない、○深夜の不要の外出は控える、○多額の現金や貴重品は持ち歩かない、○見知らぬ人を安易に信用しない、○買い物は信用のおける店を選ぶ、○ホテルの中でも安心しない、○犯罪に遭遇した場合抵抗しない、など「自分の身は自分で守る。」をモットーに防犯に心掛けて下さい。